

【資料2】

○三田市指定候補者選定委員会規則

平成17年9月1日

規則第27号

改正 平成21年3月26日規則第24号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき、三田市指定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21規則24・全改)

(設置の単位)

第2条 選定委員会は、公の施設又は公の施設を所管する部を単位として設置する。ただし、市長が必要と認めるときは、その他適当な単位に分けて設置することができる。

(組織)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、選定委員会を統括し、選定委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平21規則24・旧第4条繰上・一部改正)

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議が終了したときは、その検討結果を市長に報告しなければならない。

(平21規則24・旧第5条繰上)

(資料の提出及び意見等の聴取)

第5条 選定委員会は、必要と認めるときは、関係職員に資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聴くことができる。

(平21規則24・旧第6条繰上)

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、第2条の規定により定めた単位のうち、市長が別に定める部署において処理する。

(平21規則24・旧第7条繰上)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則24・旧第8条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に招集される選定委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(平21規則24・一部改正)

付 則(平成21年規則第24号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

三田市福祉共生部の公の施設に係る指定候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三田市指定候補者選定委員会規則（平成17年三田市規則第27号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、福祉共生部が所管する公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定するため、三田市福祉共生部の公の施設に係る指定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 企業会計等について専門知識を有する者 1人
- (3) 健康福祉施策に識見を有する者 1人
- (4) 市民から公募のあった者 1人

(会議の公開)

第3条 三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第30条の規定により会議は公開とする。ただし、選定委員会が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、指定候補者を選定する施設所管課において処理する。ただし、複数施設の公募を行う場合であって、施設所管課が複数ある場合は、関係課協議の上、いずれかの施設所管課において処理する。

(補則)

第5条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。